

伯耆町地域福祉推進プラン

第4期伯耆町地域福祉計画・第4期伯耆町地域福祉活動計画

(令和4年度～令和8年度)

《 概要版 》



住民主役の
誰もが安心して暮らせるまちづくり

令和4年3月

伯耆町
社会福祉法人 伯耆町社会福祉協議会

住民主役の 誰もが安心して暮らせるまちづくり

様々な福祉課題に対して、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題の解決に『我が事』として参画し、地域の人や資源が『丸ごと』つながることで幸せな地域を目指す「地域共生社会」の実現を目指します。

地域福祉推進プランとは・・・

私たちを取り巻く社会環境は、一人ひとりが抱える生活課題が複雑化・複合化しており、これらに対応するには個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域住民がともに支え合い、助け合っていくことが求められます。

そのためには、住民自身が「地域」に対して関心を持ち、住民と行政がそれぞれの特長を活かしながら協働することが重要となります。

この計画は、地域福祉の推進のため、取り組みの実施状況や社会情勢、住民のニーズなどを踏まえつつ、地域福祉の基本的な方向性について明らかにしていくものとして策定するものです。

地域福祉とは・・・

福祉とは特別なもののように思えますが、「**ふ**だんのくらしの**し**あわせ」を実現させる営みであると言われることがあります。私たち一人ひとりが幸せに暮らしていけるよう、他の人から支えてもらいながら、また一緒に支え合って生きていくことが福祉であると言えます。

また、地域福祉とは、地域に住むすべての人が、住みなれた家庭や地域の中で、自分らしく安心した生活が送れるように同じ地域に暮らす仲間として、地域全体で支え合っていく関係をつくることと言われています。

そのためには、生活をする上で様々な問題や、これから迫ってくるであろう危機に目を向けて、その課題や解決策をみんなと一緒に考え、お互いの顔が見えるような関係づくりを進めていくことが重要となります。

地域福祉の推進には、公的な福祉サービスによる支援（公助）だけでなく、自分のできることは自分ですること（自助）、近隣の住民や地域の人々が協力して問題解決に取り組むこと（共助）をあわせて進めていくことが必要とされています。そのため、地域福祉では、“支援する側”と“支援される側”のいずれかに属するという考え方ではなく、困った時や必要な時には支援を受け、支援できる時には支援する側に回るといった考え方が大切になります。

複雑で多様化・深刻化する地域の課題に対し、困っている人が、行政や専門機関などにいつでも相談ができ、必要な支援を受けることができる仕組みづくりに取り組みます。

(1) 総合的な相談体制の充実

- 庁内や関係機関等との連携体制を構築し、総合的な相談体制の充実を図ります。
- 各分野、相談窓口で人材の育成や相談スキルの向上に努めます。
- 誰もが気軽に相談できる窓口を目指すと共に、相談から浮き彫りにされる福祉ニーズの把握に努めます。
- ニーズや課題を検討し解決できるような仕組みを目指します。
- 複合的な課題を抱える世帯・生活困窮者・制度の狭間にある人たち等、対象者横断の支援に取り組みます。

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 困ったことが起きたときには、一人で抱え込んだり、家族だけで解決しようとしたりせず、身近な人や相談窓口を利用しましょう。
- 子どもや障がい者、高齢者への虐待、DVなどの話を見聞きしたときは、民生委員・児童委員や町、社会福祉協議会の相談窓口へ連絡しましょう。
- 困りごとや悩みごとを抱えている人がいたら、相談するよう伝え、民生委員・児童委員や町、社会福祉協議会の相談窓口を紹介しましょう。

(2) 情報発信・情報共有の充実

- 福祉サービスに関する情報が、それを必要とする人に確実に届くように、様々な情報発信ツールを活用します。
- 福祉サービスに関する情報内容は、きめ細かく、かつ分かりやすいものとなるように工夫します。

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 福祉に関する情報を町や社会福祉協議会の広報誌、ホームページ等から収集しましょう。
- 福祉サービスに関する情報を、地域で共有するよう努めましょう。

(3) 福祉サービスの充実

- 福祉サービスを必要とする人が、内容を正しく理解して適切な支援計画に基づき利用できるように体制を整えます。
- 高齢者、障がい者、子育て支援といった福祉分野の個別計画に基づき、福祉施策を推進します。

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 福祉サービスについての知識を深めましょう。
- 知りたいこと、必要なこと等は何でも相談しましょう。
- 利用できる福祉サービスについて、適切に利用しましょう。

(4) 権利擁護の推進

- 虐待の防止、早期発見や早期解決が図れるよう、関係機関の機能や連携を強化します。
- 成年後見制度や虐待防止をはじめとする権利擁護に関する各制度を必要な方が利用できるよう、周知や利用支援に取り組みます。

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 高齢者や障がい者、子どもたちが不安や悩みがなく安心して生活できる環境をつくりましょう。
- 地域で高齢者や障がい者、子どもたちを温かく見守り、異変に気づいたら行政や民生委員・児童委員に相談しましょう。
- 虐待について正しく理解し、虐待が疑われる場合はためらわず通報しましょう。

(5) 配慮が必要な人への支援

- 配慮や支援が必要な人が地域から孤立することなく、必要な支援が受けられるよう関係者間で情報を共有し取り組みを行います。
- 生活困窮者の支援に関し、関係各機関との情報共有に努め、支援体制の連携強化に努めます。
- 高齢者や障がい者、子どもたちを見守るため、見守り活動や注意喚起のための声かけ、防犯情報の提供等、地域が連携した支援体制の充実を図ります。
- 様々な悩みから自死を選択されないよう、お互いの悩みに気づき支え合える地域づくりを目指します。

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 地域の住民同士であいさつを交わしたり、お互いに関心を持ち、顔の見える関係づくりをしましょう。
- 地域に関心を持ち、近所にどのような人が暮らしているか把握しましょう。
- 地域での見守り、声かけ活動を推進しましょう。



多様化する住民の生活課題を解決するため、住民と社会福祉協議会をはじめとする福祉に関する団体と行政が協働し、支え合いの意識にあふれた地域づくりを行います。

(1) 地域福祉意識の高揚

- 地域共生社会とは何か、地域福祉とは何か、地域で支援が必要な人はどのような人か、どのような支援が求められているか等の情報を提供し、考えるきっかけづくりを推進します。
- 地域での支え合いや助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの年齢・発達に応じた福祉教育を推進します。

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 地域の現状や課題について考えてみましょう。
- 福祉について学んだことを、家庭に持ち帰って家族で話してみましょう。
- 地域の福祉活動、行事等に関心を持ち、積極的に参加しましょう。

(2) 福祉ボランティア活動の推進

- 住民同士の自主的な支え合い活動の発展を目指し、担い手の発掘・支援を積極的に行っていきます。
- 幅広い世代が地域の福祉活動に参加できる仕組み作りに取り組むとともに、ボランティアの育成を図ります。
- ボランティア活動の情報発信・共有を積極的に進めます。

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- ボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 身近なボランティア活動、地域活動に参加してみましょう。
- 身近な人にボランティア活動、地域活動への参加を呼びかけましょう。

(3) 小地域福祉ネットワーク活動の推進

- 地域の実情や特性を踏まえ、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等を推進します。
- 小地域福祉ネットワークが地域福祉を構成する関係団体と効果的な連携ができるよう必要な支援を行います。

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 地域の活動に積極的に参加し、地域に住む人と人の絆づくりに努めましょう。
- 困りごとを抱える人に気づき、必要な支援につなぎましょう。
- 気づいた困りごとについて、話し合える地域をつくりましょう。
- 解決できない具体的な課題は、町に相談しましょう。

(4) 福祉活動への支援

- 地域で福祉活動を行っている個人や既存の団体の支援を行いながら、新たな担い手を育成する事を通じて地域福祉の協力者を増やすことを目指します。
- 高齢者、障がい者や子育て世代等の当事者組織の活動の支援を行いながら、地域の活動団体等とともに連携を強化し、みんなで協力してより良い地域福祉を創っていくことを目指します。

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 各種団体の役割、活動内容に理解を深めましょう。
- 民生委員・児童委員、区長やボランティア団体等の活動に興味や関心を持ちましょう。
- ボランティア活動をしている人や団体に協力しましょう。
- 自分自身の知識や経験を地域福祉活動に活かしましょう。

(5) 社会福祉協議会との連携強化

- 地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会と町が連携を図り、それぞれが行っている施策をより効果的に展開していくため、互いに協力して地域福祉を推進します。
- 支え合いの地域づくりを推進するため、住民主体を基本としながら、取り組みを進めます。

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 社会福祉協議会の活動を知り、福祉事業に参加しましょう。

(6) 災害時の防災体制の充実

- 行政、地域住民、関係団体が連携し、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を円滑に行うことができる体制整備を促進します。
- 配慮や支援が必要な人が地域で速やかな支援を受けられるよう、災害時要援護者台帳の登録を推進します。

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 配慮や支援が必要な人を地域で把握し、普段からの見守りと災害時には避難行動の支援を行いましょう。
- 地域での支え合い、助け合いが行われるよう意識啓発や地域組織へ参加しまししょう。



基本目標 3

いきいきと暮らせる環境づくり

一人ひとりが世代や背景を超えてつながり、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる、「地域共生社会」の実現を目指し、地域の中でいきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

(1) 地域における交流活動の充実

- 地域で人が集まり、コミュニケーションが図られることで交流の場ができるよう、地域の住民や関係団体等が行う取り組みを支援します。

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 地域の集いや交流の場等に行ってみましょう。
- 誰もが活動に参加しやすい雰囲気づくりを、地域全体で作りましょう。

(2) 社会参加・生きがいのづくりの推進

- 高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らし続けられるよう、支え合いの体制づくり、生きがい事業の推進を図ります。
- 生涯学習の場、就労の機会を提供することにより、高齢者や障がい者等の健康で生きがいのある生活づくりを支援します。

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- 健康で生きがいのある生活を送るため、地域の様々な教室や活動に積極的に参加しましょう。
- 自分の持つ技術や知識を地域活動や社会活動に活かしましょう。

(3) 外出しやすい環境の整備

- 高齢者や障がい者等の交通弱者に対する移動支援の充実を図ります。
- バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備を推進します。

◆ 個人や地域で取り組んでほしいこと

- デマンドバス、外出支援サービス等の利用方法を知り、有効に活用しましょう。
- バリアを感じている人の身になって考え、行動しましょう。



協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住みなれた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現するためには、行政や社会福祉協議会の取り組みだけでなく、地域住民の主体的な取り組みが不可欠です。

また、地域の多様なニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

計画の周知・啓発

この計画は、町や社会福祉協議会だけでなく、地域に関わる全ての人々が主体となって推進していく計画です。このため、計画の理念や目標をはじめ、住民自身・地域・社会福祉協議会・町の取り組み指針を周知して計画を推進します。



伯耆町地域福祉推進プラン《概要版》 第4期伯耆町地域福祉計画・第4期伯耆町地域福祉活動計画

令和4年3月発行

編集・発行

伯耆町福祉課

〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3

電話 0859-68-5534

社会福祉法人 伯耆町社会福祉協議会

〒689-4121 鳥取県西伯郡伯耆町大殿1010

(岸本保健福祉センター内)

電話 0859-68-4635